

【判例ID】	28323426
【判示事項】	【事案概要】 地震による津波等に起因して原発から放射性物質が放出されたことで居住地からの避難を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったと主張する一審原告らが、一審被告電力会社及び国に対して慰謝料等を請求した件につき、国に対する請求をいずれも棄却、電力会社に対する一部の一審原告らの請求を全部棄却、その余の一審原告らの原賠法3条1項に基づく請求を一部認容した原判決が変更され、原審で認容された請求に係る認容額が増額された事例。
【裁判年月日等】	令和6年4月19日 / 東京高等裁判所 / 第5民事部 / 判決 / 令和3年(ネ)3362号
【事件名】	各損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】	原判決一部変更、控訴一部棄却
【裁判官】	木納敏和 真辺朋子 和久田道雄
【審級関連】	<第一審> 令和3年6月2日 / 新潟地方裁判所 / 第1民事部 / 判決 / 平成25年(ワ)376号 / 平成26年(ワ)134号 / 平成26年(ワ)520号 / 平成28年(ワ)71号 / 28292355
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	1

28323426

東京高等裁判所

令和3年(ネ)第3362号

令和06年04月19日

当事者 別紙1「当事者目録」記載のとおり

主文

1 別紙4の「控訴人(一審原告)氏名」欄記載の各一審原告の本件各控訴に基づき、原判決主文第2項及び第3項を次のとおり変更する。

(1) 一審被告Y株式会社は、上記各一審原告に対し、上記各一審原告に係る別紙2の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日(ただし、別紙2の「遅延損害金起算日」欄に日付の記載がある各一審原告については同欄記載の日)から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

(2) 上記各一審原告の一審被告Y株式会社に対するその余の予備的請求をいずれも棄却する。

2 前項の各一審原告の一審被告Y株式会社に対するその余の各控訴及び一審被告国に対する本件各控訴をいずれも棄却する。

3 別紙3の「控訴人(一審原告)氏名」欄記載の各一審原告の本件各控訴をいずれも棄却する。

4 一審被告Y株式会社の本件控訴をいずれも棄却する。

5 (1) 別紙3の各一審原告の控訴費用はこれらの各一審原告の負担とし、一審被告Y株式会社の一審原告番号1-80-2、同2-29-2の各一審原告に対する控訴費用は一審被告

Y株式会社の負担とする。

(2) 上記(1)の一審原告らを除く一審原告ら(別紙4の「控訴人(一審原告)の氏名」欄記載の各一審原告)と一審被告Y株式会社及び一審被告国との間に生じた訴訟費用は、第1、2審を通じ、同各一審原告に生じた費用の2分の1と一審被告Y株式会社に生じた費用については、別紙2の同各一審原告の「訴訟費用負担割合」欄記載の割合による費用を当該各一審原告の、その余を一審被告Y株式会社の各負担とし、同各一審原告に生じた費用の2分の1と一審被告国との間に生じた費用については、同各一審原告の負担とする。

6 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

ただし、一審被告Y株式会社が、第1項の各一審原告に対し、各一審原告に係る別紙2の「担保額」欄記載の各金員の担保を供するときは、同一審被告は、当該一審原告との関係において、その執行を免れることができる。

事実及び理由

第1部 控訴の趣旨

1 一審原告らの控訴の趣旨

(1) ア 原判決中、別紙3の「控訴人(一審原告)氏名」欄記載の各一審原告に係る判決を取り消す。

イ 一審被告らは、連帯して、上記各一審原告に対し、各一審原告に係る別紙3の「請求額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

(2) ア 原判決中、別紙4の「控訴人(一審原告)氏名」欄記載の各一審原告に係る部分を次のとおり変更する。

イ 一審被告らは、連帯して、上記各一審原告に対し、同各一審原告に係る別紙4の「請求額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成23年3月11日(ただし、同一覧表の「遅延損害金起算日」欄に日付の記載がある各一審原告については同欄記載の日)から各支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

2 一審被告Y株式会社(一審被告Y)の控訴の趣旨

(1) 原判決中、別紙1「当事者目録」記載の控訴人兼被控訴人及び被控訴人である各一審原告の請求に係る一審被告Y敗訴部分を取り消す。

(2) 前項の各取消部分に係る上記各一審原告の請求をいずれも棄却する。

第2部 事案の概要等(略称は、本判決で定義するもののほか、原判決のものを用いる。)

第1章 事案の概要

1 本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(本件地震)による津波(本件津波)等に起因して福島第一原発において放射性物質が外部に放出されるという事故(本件事故)が発生し、これにより居住地から自身若しくは家族が新潟県への避難を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったと主張する者又はその相続人である一審原告らが、一審被告らに対し、一審被告Yについては主位的に民法709条に基づき、予備的に原賠法3条1項に基づき、一審被告国については国賠法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償義務を負うものであり、更に両者の行為には客観的関連共同性が認められるとして民法719条1項に基づき、慰謝料及び弁護士費用の各一部として、各一審原告について1100万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払をそれぞれ求めた事案である。

2 原判決は、一審原告らの一審被告国に対する請求については、国賠法1条1項の違法行為は認められないとして、一審原告らの請求をいずれも棄却した。

一審原告らの一審被告Yに対する請求については、このうちの別紙3の「控訴人（一審原告）氏名」欄記載の各一審原告については一審被告Yにおいて支払うべき賠償金はないなどとして各請求をいずれも棄却し、別紙4の「控訴人（一審原告）氏名」欄記載の各一審原告及び一審原告番号1 - 80 - 2、同2 - 29 - 2の各一審原告の請求についてはその請求の一部を認容した。

3 別紙3の「控訴人（一審原告）氏名」欄記載の各一審原告は原判決の全部を不服として、別紙4の「控訴人（一審原告）氏名」欄記載の各一審原告は原判決の敗訴部分を不服として控訴し（ただし、不服の範囲を別紙3及び別紙4の各一審原告に対応する控訴の金額欄記載の金額とする。）、一審被告Yは原判決の敗訴部分を不服として控訴した。

4 なお、本判決の当事者以外の控訴人（一審原告）らは当審において和解が成立するなどしたことにより、訴訟が終了している。

第2章 前提事実（関係法令等の要旨等を含む。）

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2部 事案の概要等」中の「第2章 前提事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決17頁3行目の「誕生」を「出生」と、同頁5行目の「他県内に」を「同県外に」と、同頁8行目の「本件事故発生当時」を「本件事故当時」とそれぞれ改め、同頁12行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「被承継人ら（一審原告番号1 - 24 - 4、同1 - 24 - 5、同1 - 33 - 1、同1 - 35 - 1、同1 - 64 - 1、同1 - 64 - 2、同3 - 24 - 2、同3 - 40 - 1、同3 - 40 - 2、同3 - 47 - 1、同3 - 50 - 7、同3 - 51 - 2、同3 - 69 - 4、同4 - 7 - 2及び同4 - 19 - 3）は、本件訴訟係属中に死亡し、別紙6 - 2の「氏名」欄記載の各一審原告は、当該一審原告に対応する同別紙の「裁判所の判断の理由の補足」欄のとおり各本訴請求権を相続した。（弁論の全趣旨）」

2 原判決17頁24行目以降の「別紙4」をいずれも「原判決別紙4」と改め、同18頁16行目の「O.P.」の次に「（I港工事基準面）」を加え、同20頁12行目の「調節している。」を「調節している。」と改める。

3 原判決27頁25行目の「9.0」の次に「（津波マグニチュード（Mt）9.1）」を、同28頁1行目の「地点である」の次に「（震源域は南北の長さ約450km、東西の幅約200kmに及んだ。）」を、同30頁9行目の「Ss」の次に「。設計ないし安全確認の基準となる地震のゆれの大きさ・強さ」をそれぞれ加える。

4 原判決32頁14行目及び同頁24行目の各「その給電する」を「それに給電する」とそれぞれ改める。

5 原判決36頁10行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「オ 5号機

5号機は、定期検査中であり、再起動に向けた原子炉圧力容器の耐圧漏えい試験が実施されていたところ、本件地震と本件津波により全交流電源を喪失し原子炉圧力が上昇傾向となったが、平成23年3月12日午前8時13分に6号機空冷式非常用ディーゼル発電機Bからの電源融通に成功し、復水移送ポンプを使用して炉内への注水を行うことによって水位と圧力を維持することができ、その後、仮設の海水ポンプを起動させ、同月20日午後2時30分に冷温停止状態に至った。（甲B1・151、153、161頁、乙B3の1・ - 33頁）

カ 6号機

6号機は、定期検査中であつたところ、炉内への注水と減圧操作を継続して原子炉水位と圧力を制御しつつ、仮設の海水ポンプの設置を進め、これにより徐熱機能を回復させ、平成23年3月20日午後7時27分に冷温停止状態に至った。（乙B3の1・ - 33頁）」

6 原判決39頁13行目の「に指定し」を「として」と改める。

7 原判決43頁23行目の「13ないし32頁」を「11ないし33頁」と改める。

8 原判決47頁16行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(12) 特定復興再生拠点区域の設定(丙C416~422(枝番号を含む。))

J村、K町、L町、N町、Q町及びR村は、それぞれの一部地域に関し、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成し、その認定を受けた上、各同計画に基づく除染やインフラ等の整備を完了させ、その結果、以下のとおり、帰還困難区域の一部の避難指示が解除された。

ア J村の一部地域 令和4年6月12日解除

イ K町の一部地域 令和4年6月30日解除

ウ L町の一部地域 令和4年8月30日解除

エ N町の一部地域 令和5年3月31日解除

オ Q町の一部区域 令和5年4月1日解除

カ R村の一部地域 令和5年5月1日解除」

9 原判決49頁20行目の末尾を改行の上、「エ 本件事故当時、SPEEDIは整備されていた。」を加える。

10 原判決52頁15行目の「乙A5、8」の次に「、弁論の全趣旨」を加え、同55頁3行目の「2号」を「1号」と改める。

11 原判決70頁25行目の「333」の次に「。枝番号を含む。」を加え、同73頁9行目の「別紙5」を「原判決別紙5」と改める。

12 原判決83頁18行目の「新炉規法43条の3の14第1項」を「新炉規法43条の3の14」と、同84頁23行目の「第五条」を「第5条」とそれぞれ改める。

13 原判決85頁16行目の「中間指針第四次追補」の次に「、令和4年12月20日付けで中間指針第五次追補」を、同行目の「策定」の前に「それぞれ」を加える。

第3部 争点及び当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3部 争点及び当事者の主張(要旨)」中の第2から第5までに記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決90頁1行目の「第2」を「第1」と、同217頁1行目の「第3」を「第2」と、同220頁1行目の「第4」を「第3」と、同222頁1行目の「第5」を「第4」とそれぞれ改める。

2 原判決91頁26行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(5) 当審における補充主張

ア 原子力発電所における事故の被害は、次のとおり、他の産業活動によってもたらされる被害とは異質の特徴がある。

1 広域性(放射性物質による汚染による被害が気象条件等にも影響されながら極めて広域に及ぶこと。)

2 長期性(半減期の長さ及び除染の困難さによって、放射性物質によってもたらされる被害が長期間継続すること、また放射線による晩発性の健康影響を考慮するとその被害期間は極めて長期に及ぶこと。)

3 深刻性(放射性物質による汚染によって、一定の地域全体を人を含む生物の生存に適さない「死の土地」としてしまうこと。)

4 莫大性(以上の被害の特殊性の結果として、重大事故によってもたらされる損害の規模が、通常の企業活動によってもたらされ得る損害の限界をはるかに超え、国家によっても補填することが困難なほどに莫大なものとなりうること。)

イ 予見可能性の前提をなす予見義務は、求められる注意義務の程度によって異なるので、想定される結果の重大性、深刻性と無関係ではありえないところ、炉規法は、原子炉施設

の安全性が確保されないときは、周辺の環境を放射線によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、このような災害が万が一にも起こらないようにすることを目的としており、「万が一」にも起きてはならない事故を回避する注意義務の程度は当然高く、これに伴う予見可能性の判断基準も当然高くなる。

ウ 原発事故の重大性に鑑みれば、規制権限行使において裁量を入れる余地は極めて少なく、時期を予測することが不可能な津波に対する対策は喫緊の課題であったから、これに勝る緊急性、必要性のある課題がない限り、裁量性の名の下に一審被告国の不作為を許容する余地はない。」

3 原判決102頁11行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「特に、保安院は、平成14年長期評価の津波地震の想定を前提に、2002年（平成14年）2月に公表された最新の津波推計手法である津波評価技術により、福島第一原発に襲来する津波の推計を速やかに実施すべきであった。そして、推計を実施すれば、経済産業大臣（保安院）はどんなに遅くとも2002年（平成14年）中には、一審被告Yの平成20年推計と同様に、福島第一原発の主要建屋敷地高さを大きく超えるO.P.+15.7m相当の津波高さとなること、これにより非常用電源設備等が被水して機能喪失し、全交流電源喪失による重大事故に至り得ることを認識できたといえる。」

4 原判決113頁23行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「詳述するに、地震地体構造論は地震の発生可能性を評価する確立した知見ではなく、既存の地震地体構造図は主に内陸型地震に着目したものである。

すなわち、そもそも地震地体構造論とは、地震の起こり方（規模、頻度、深さ、震源モデルなど）の共通性又は差異に基づいて特定の地域ごとに区分し、それと地体構造との関連性を明らかにする学問である。地震地体構造区分は、地震の起り方の異同に基づいて地体構造を区分することであるから、必ずしも一つの見方（領域区分）に限定されるものではなく、地震の起り方のどの性質に着目するかによって異なる区分があり得る。

萩原マップ（1991年・平成3年）は、過去の地震地体構造研究から、それぞれの地形・地質学的、地球物理学的な共通の特徴を抽出し、地震地体構造区分図を作成したものであり、同マップは日本海溝沿いの岩手県南部沖から房総半島沖までの海域一帯をG3、日本海溝北部をG2として区分している。しかし、萩原マップは、ある地点で予想される最大の地震動に関する情報を得る目的で策定されたものであり、将来の津波の発生又はその津波の規模を予測するために作成されたものではなく、また、1990年代に進んだ津波地震についての知見（日本でも世界でも海溝寄り固有に発生しているとの知見、近代的観測以前の歴史地震の中にも、日本海溝寄りの津波地震と評価すべきものがあるとの知見）が全く反映されておらず、津波地震を含む海溝型地震の発生想定を基礎付ける「一般的な知見」などと評価できるものではなかった。

垣見マップ（2003年）は、ajほか（1994年）の地震地体構造区分図を部分改定したものであり、三陸沖から房総沖までについては3つの領域に区分している。しかし、そもそも垣見マップの領域分けは、「主として地殻内地震の規模の地域差を重視」して領域区分を行ったものである。「地殻内地震」とは、陸側のプレートの内部における活断層の活動によって発生するタイプの地震であり、プレート間の地震（津波地震も含む）とは全く別のメカニズムによって発生する。したがって、垣見マップは海域で発生するプレート間地震（津波地震も含む）に着目した領域区分ではない。また、垣見マップ（2003年・平成15年）には、1994年（平成4年）時点以降に得られた津波地震に関する知見の進展が反映されていないなどの適用限界があり、津波地震についての最新の確立した知見を踏まえておらず、海溝型地震の想定評価には適さない。」

5 原判決115頁14行目の「浸水高となり」の次に「（本件試算津波）」を加える。

6 原判決125頁26行目の「結果発生の原因となる事象であると解するべきであり、」を次のとおり改める。

「結果発生の原因となる事象であると解するべきである。そして、本件において予見の対象となる結果は、津波がもたらす浸水により現に稼働している原子炉施設の電源が喪失し、原子炉の冷却機能が失われるということであるから、予見の具体的な対象となる津波としては、そのような結果を生じさせる程度の津波の発生を予見することが可能であったかによって判断すべきことになる。もっとも、例えば平成20年試算津波を前提とする規制権限の行使によっては、本件津波の発生及びそれがもたらす浸水により現に発生した電源喪失を回避することができたとはいえず、その予見可能性も認められないところ、一方で、平成20年試算津波を超えて本件津波に至るまでの規模の津波のうち、どの程度の規模の津波がもたらす浸水であれば原子炉施設の電源が喪失し、原子炉の冷却機能が失われるかについては、本件各証拠によっても明らかとはいえないのであるから、結局、予見の具体的な対象となる津波としては、現に電源喪失をもたらした本件津波を基準とせざるを得ず、少なくとも電源喪失をもたらすような津波、すなわち「本件津波と同等の津波」であるとせざるを得ない。そして、予見の具体的な対象である本件津波と同等の津波についてある程度の抽象化が認められるとしても、福島第一原発6号機については、本件津波が敷地高を超えて建屋内に浸水したものの、原子炉建屋地下1階に設置されていた高圧配電盤は機能を喪失しておらず、全交流電源喪失には至らなかったことから明らかとなり（甲B第2号証の1・本文編31頁及び同号証・資料編76頁）、単に福島第一原発の敷地高を超える津波が到来しただけでは、原子炉施設の電源が喪失し、原子炉の冷却機能が失われるとまでは認められないのであるから、予見の具体的な対象について、福島第一原発の主要建屋の敷地高（O.P.+10m）を超える津波にまで抽象化することは相当でない。なお、本件津波は、平成14年長期評価の見解を踏まえて試算された平成20年試算津波と比較しても格段に規模が大きく、福島第一原発の敷地高を大幅に超えて到来し、浸入の方向も多方向にわたるなど規模、到来の方向や流況等が全く異なるものであったから、予見の具体的な対象を、一審原告らが主張する福島第一原発の1号機ないし4号機の主要建屋の敷地高を大きく超えるO.P.+15.7m程度の津波とすることも相当ではなく、予見の具体的な対象となる津波について、ある程度の抽象化が認められるとしても、「本件津波と同等の津波」ととどまるものというべきである。結局、」

7 原判決129頁6行目の「ことからすれば、」の次に「少なくともその当時においては」を、同130頁15行目の「確率論的安全評価」の次に「（発生する可能性のある様々な事象に対して、その発生の確率を考慮して安全性を評価すること）」をそれぞれ加える。

8 原判決146頁22行目の「予見することはできなかったし」の次に「（平成14年長期評価を公表した推進本部ですら、本件地震の発生は想定外であったとしている（乙B第40号証）。）」を加える。

9 原判決152頁23行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「c 本件事故以前に採られた水密化等の措置についての当審における補充主張

以下のとおり、内部溢水及び外部溢水に対する対策としては、本件事故以前から、国内外において、防潮堤等の設置にとどまらず、機器室の水密化や建屋の水密化等の必要性を認識した検討が行われ、実際にこれらの措置を採用した原子力発電所も存在していた。

1 S原発では、「長期評価」に基づく津波評価を前提に、2008年（平成20年）から翌年にかけて、建屋の水密化措置として、防水扉、防水シャッター等が施工された。

2 T原発では、2008年（平成20年）までの段階で、津波対策として、原子炉建屋等の出入口への防水構造の防護扉等が設置されていた。

3 フランスのルブレイエ原子力発電所では、1999年（平成11年）の大規模溢水事故を受け、地下構造の被水領域の貫通部の防水化、防潮壁や防水壁等の設置がされた。こ

のことは、原子力安全機構が調査を行い、保安院に提出した報告書にも記載されている。

4 インドのマドラス原子力発電所では、2004年(平成16年)スマトラ沖地震津波による外部溢水事故においては、主要施設等が高所に設置されていたため外部電源喪失に至らなかったことを受け、津波ハザード解析を行い、追加ディーゼル発電機が高所に設置され、津波防護壁が建設される等の措置が取られた。

5 アメリカのa a原子力発電所においては、内部溢水及び外部溢水双方を対象とした対策がされた。」

10 原判決157頁15行目の末尾に以下のとおり加える。

「そして、防潮堤等の設置には相当の期間を要することから、その完成前も原子炉の稼働を続けるとすれば、まずは先行して「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」がなされるべきであり、その完成までは原子炉の稼働は一時停止されるべきである。」

11 原判決157頁17行目の「O.P.+10mを超える津波」の次に「又は平成20年試算の評価結果である福島第一原発の敷地南側における最大O.P.+15.7メートルの津波(本件試算津波)」を加える。

12 原判決215頁1行目の冒頭から同216頁8行目の末尾までを削る。

13 原判決222頁9行目の「いわゆる予防原則」の次に「(深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として用いられてはならないとする、1992年の国際環境開発会議において採択された国際規範)」を加え、同頁14行目の「避難したことによって」を「避難を余儀なくされたことによって」と改め、同223頁4行目の「原告ら」から同頁9行目の末尾までを次のとおり改め、同224頁9行目の「(深刻な、」から同頁12行目の「国際規範)」までを削る。

「一審原告らに対しては、中間指針等に基づいて賠償金が一部支払われているが、中間指針はあくまで目安であり、賠償額の上限ではないし、一審原告らの損害を填補するには足りないものである。」

14 原判決231頁16行目の「別紙6」を「原判決別紙6」と改める。

15 原判決233頁10行目の「避難指示区域内外を問わず、」、同頁21行目の「避難指示の有無を問わず、」、同235頁7行目から同頁8行目にかけての「避難指示区域内からの避難者であるか、避難指示区域外からの避難者であるかを問わず、」をいずれも削る。

16 原判決236頁1行目の「別紙7」を「原判決別紙7」と、同頁16行目の「被告らは、」から同頁22行目の末尾までを「一審被告らは、中間指針等やこれに基づいて一審被告Yが公表した賠償基準による賠償について主張するが、中間指針はあくまで目安であり、賠償額の上限ではないし、これらによって十分な賠償がされるということとはできない。」とそれぞれ改める。

17 原判決237頁2行目の「最低限の賠償基準」を「賠償基準の目安」と、同頁3行目から同頁4行目にかけての「最低限の賠償の基準」を「賠償の基準の目安」とそれぞれ改める。

18 原判決237頁18行目の「記載されていること」の次に「のほか、中間指針第五次追補において、原賠審の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意する必要がある旨が記載されていること」を加える。

19 原判決238頁5行目の「(ア)」から同頁18行目の「また、」までを削り、同行目の「賠償額等も」を「賠償額等は」と改める。

20 原判決246頁3行目の「中間指針第一次追補」の次に「及び同第五次追補」を加え、同頁6行目の「その余の者」から同頁7行目から同頁8行目にかけての「考え方は」までを「その余の者に対しては20万円を目安として賠償するという考え方は」と改める。

21 原判決246頁24行目の冒頭から同247頁15行目の末尾までを削り、同頁16行

目の「(4)」を「(3)」と、同248頁10行目の「(5)」を「(4)」とそれぞれ改める。

22 原判決248頁26行目の「既に賠償されているものであって、」を「賠償を行っているものであって」と改める。

23 原判決249頁16行目の「その被害の」から同250頁3行目の末尾までを「さらに、本件とは別の本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契機として、専門家の委員の下、当該各判決を詳細かつ緻密に調査・分析の上、本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価した結果策定されたものであって、本件事故による被害の実態に最も即したものである。」と改める。

24 原判決250頁6行目の「示しており、」から同頁7行目の末尾までを「示している。」と改める。

25 原判決250頁13行目の「填補されない損害」の次に「、すなわち、典型的に把握することのできない個別の被害事実」を加える。

26 原判決250頁24行目の「上記 1 ないし 4 」を「上記 1 ないし 5 」と、同頁25行目の「ものであって、」から同頁26行目の末尾までを「ものである。」とそれぞれ改める。

27 原判決251頁1行目の「また、」から同頁10行目の末尾までを削り、同頁11行目の「そもそも、」を「なお、上記 5 のふるさと喪失については、」と改める。

28 原判決251頁16行目の「また、旧居住制限区域」から同頁19行目の末尾までを削る。

29 原判決256頁21行目から同頁22行目にかけての「行っている」を「行ってきた」と改める。

30 原判決257頁8行目の「これらの金額は」を「これらの金額及び中間指針第五次追補で示された金額は」と、同頁11行目の「上記賠償額」を「上記賠償額ないし中間指針第五次追補で示された金額」とそれぞれ改める。

31 原判決257頁13行目の冒頭から同263頁11行目の末尾までを削り、同頁12行目の「(5)」を「(4)」と改める。

32 原判決266頁9行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「また、一審被告Yに対し直接請求手続を通じて賠償金が請求される際、いわゆる清算合意は結ばれず、請求者は一審被告Yより支払われた仮払補償金と賠償金の合計額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算することに同意している。」

33 原判決266頁19行目以下の「別紙8」をいずれも「別紙5」と改め、同頁20行目の「(ただし、」から同頁24行目の「認められる。)」までを削る。

34 原判決268頁4行目の末尾に次のとおり加える。

「以上のような「共同体としての家族」の考え方は、判例上も、いわゆる「被害者側の過失」の法理によって取り入れている。すなわち、「被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失」については、被害者の過失相殺において考慮することが認められており、「個人に対する損害」であることに固執する必要性はなく、名目上は同一世帯内における一人の一審原告に対する既払金であっても、その性質上は、世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われたと考えることは可能である。」

35 原判決270頁26行目を改行の上、次のとおり加える。

「また、一審被告Yは、自主的避難等対象区域の一審原告らに避難費用名目で対象期間に18歳以下であった者(以下「子ども」ということがある。)及び妊婦であった者に一人当たり20万円を、追加的費用名目で一人当たり4万円を支払ってきたが、避難に伴う生活費の増加分には水道光熱費のように本件事故に起因する部分を特定することが困難な費用が含まれ、

また、避難に伴う生活費の増加が避難生活に伴う精神的苦痛と密接不可分な関係にあること、そもそも、自主的避難等対象区域の居住者に対しては、妊婦・子どもか否か及び自主的避難を行ったか否かに応じて自主賠償額が異なるものの、包括慰謝料及び追加的費用のいずれについてもその賠償額は一律に設定され、現実の費用支出の有無や、本来、避難者と滞在者とは異なるはずの肉体的・精神的苦痛の有無・内容を問わないものとなっていること、追加的費用名目での賠償金については、自主的避難等対象区域の各居住者に対し、実際にいかなる支出の増加が発生したか否かを問わず、本件事故後何らかの生活の負担が増加するものと擬制して支払われている。そうである以上、包括慰謝料としての賠償金（妊婦・子ども以外について8万円、妊婦・子どもについて48万円）であれ、追加的費用名目での賠償金（妊婦・子ども以外について4万円、妊婦・子どもについては避難の有無により4万円又は24万円）であれ、これらの賠償金は、その性質上、本件事故から何らかの精神的損害が生じたとすればその損害を慰謝するための賠償金であるというべきである。」

36 原判決271頁1行目の冒頭から同頁17行目の末尾までを次のとおり改める。

「(6) 控訴審での誤計上、計上漏れ、法的評価の変更の主張が時機に後れた攻撃防御方法等の提出には当たらないこと

一審被告Yの弁済の抗弁は、原審口頭弁論終結後の弁済のほかに、原審とは異なる部分がある。これらは、弁護士費用等の計上漏れ、誤計上のほか、支払われた金額は異なるものの、それを精神的損害と財産的損害のどちらかに計上すべきかという法的評価について改めて主張したものである。計上漏れ及び誤計上は一審の時点で既にそれを裏付ける証拠は提出され、その存在自体は明らかにされていたし、法的評価は弁済の抗弁として主張する金額について変更するものではない。したがって、弁済の抗弁の中の一審とは異なる部分は訴訟の完結を遅延させるものではない。また、本件は一審原告数が約800名という多数に及んでおり、誤計上や計上漏れが故意又は重大な過失ということとはできない。」

37 原判決271頁24行目の「否認し、」から同272頁23行目の末尾までを「否認ないし争う。別紙5の一審被告Yの弁済の主張に対する認否は同別紙の「弁済の抗弁に対する認否欄」に記載のとおりである。具体的には、同別紙「弁済の抗弁に対する認否」欄に「2-1」、「2-2」、「2-3」、「3-1」、「3-2」又は「3-3」と記載された一審原告らについては、一審被告Yが「控訴審において弁済の抗弁として主張する額」欄の「(個人小計)精神的損害」欄の金額を受領したことは認めるが、本件請求権に対する充当範囲については、「弁済の抗弁に対する認否」欄に「2-1」又は「3-1」と記載された一審原告らについては、4万円について認め、その余の金額については否認し、「弁済の抗弁に対する認否」欄に「2-2」又は「3-2」と記載された一審原告らについては、20万円について認め、その余の金額については否認し、「弁済の抗弁に対する認否」欄に「2-3」又は「3-3」と記載された一審原告らについては、「弁済の抗弁に対する認否」欄の「備考」欄に記載された認否のとおりである。なお、いわゆる包括慰謝料の受領額が40万円を超える一審原告らにつきその2分の1の額が精神的損害である本件請求権に充当されることを争うものではない。」と改める。

38 原判決277頁10行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「避難費用名目及び追加的費用名目での賠償金は、一審被告Yの公表賠償基準によっても、精神的損害とは区別して支払われており、これを精神的損害に対する弁済として評価することができないことは明らかである。」

39 原判決277頁19行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(9) その他一審被告Yの主張の不当性(当審における補充主張)

ア 処分権主義に反すること

直接請求手続ないしADR手続において費目ごとに金額及び対象期間が合意されている本

件において、改めて費目ごとの損害額を認定し、かつ、全既払額を全体に弁済させることを求めるのは、処分権主義に反するといわざるを得ない。すなわち、本件において一審原告らが請求しているのは、精神的損害についての慰謝料であり、その慰謝料は、そもそも直接請求手続ないしADR手続において賠償費目に加えることを一審被告Yが拒んだ費目である。したがって、直接請求手続ないしADR手続において費目ごとに当事者間で合意された損害額を改めて裁判所が認定し、その不足額をもって、他の費目への弁済に充当することは、そもそも、一審原告らが判断を求めていない対象について判断することになり、処分権主義に反し許されない。

イ 和解契約の確定効に反するものであること

多くの一審原告らが、直接請求手続における「合意書」や、ADR手続において「和解契約書」を作成して、一審被告Yとの間で財産的損害あるいは精神的損害の一部について和解契約を締結している。そして、ADR手続を利用して和解契約が成立する場合には、1 被災者と一審被告Yとの間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外の点に和解の効力が及ばないこと、2 和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないこと、3 同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が一審被告Yに対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認している。また、ADR手続を利用せず、一審被告Yがその自主賠償基準に従った賠償を被災者に対して行った場合でも、一審被告Yは、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を参考として自主賠償基準を策定し、被災者は、同基準に沿った賠償を受けている。そうすると、一審被告Yとしては、その賠償額が対象となった損害費目についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していないと理解するのが合理的である。

よって、本件については、一審原告らと一審被告Yとの間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし黙示的に成立していると評価できるから、一審被告Yによる財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁として主張することは許されないというべきである。

ウ 費目間融通の主張が中間指針等に反するものであること（信義則違反）

一審被告Yの費目を問わない弁済充当の主張は、政府方針及び中間指針等が損害項目ごとに賠償を行うというものであることに照らせば、信義則に反するものである。すなわち、

1 本件事故による多数の被災者を迅速に救済するため、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針として中間指針等が策定され、一審被告Yは、自主賠償基準を公表して被災者に請求を呼びかけ、これに応じた被災者が一審被告Yに対して賠償金の支払を求め、一審被告Yから損害の費目を明示され、その賠償を受けたものであること、2 一審原告らも、適宜、この方法を利用して財産的損害に関する損害を含め、賠償の対象となった費目を明示されて賠償金の支払を受けていること、3 上記方法で弁済を受けなかった者も、上記方法によれば財産的損害の賠償を受けられるものと信頼し、精神的損害の賠償に限定して本件訴訟を提起したものである。

しかるに、一審Yは、約6年間係属した本件訴訟の原審において新弁済の抗弁の主張をすることなく精神的損害に対する賠償額（弁済額）を主張するにとどめ、一審原告らもその弁済額を認めていたため、原審では弁済の抗弁について当事者間に争いがなかったにもかかわらず、原審の終盤に至って突然新弁済の抗弁の主張をするに及んだものである。一審原告らとしては、上記一連の事実経過に照らし、一審被告Yが上記主張はしないものと信頼することはやむを得ないところ、同主張が容れられる可能性があるのであれば、一審原告らの財産的損害の

内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる（なお、その額が一審被告Yによる上記賠償金額と一致するとは限らない。）。直接請求手続やADR手続で一審被告Yが認めて支払った財産的損害の証拠については、本件訴訟提起後の6年間で既に散逸しているケースも多いことが容易に想定できる。

そして、このような事態は、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果になるといわざるを得ない。

(10) 当審における主張が時機に後れた攻撃防御方法等として許されないこと

一審被告Yは、当審において、弁護士費用等の計上漏れ、誤計上のほか、自主的避難等対象区域の一審原告らに避難費用名目及び追加的費用名目で支払われた賠償金は精神的損害に対する賠償金である旨の主張をしているが、かかる原審においてしていなかった主張をすることは、当事者に認められた訴訟活動の範囲を超えて著しく信義に反するものであり、禁反言に当たるほか、これを審理することによって訴訟の完結を遅延させるものであるから、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。」

第4部 当裁判所の判断1 - 責任論

第1章 認定事実

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2 - 責任論 第1章 認定事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決281頁7行目から同頁8行目にかけての「マグニチュード(M)8.0程度の地震であり」を「マグニチュード(M)7~8.0程度の地震であり」と改め、同頁16行目の「1896年。」の次に「甲B106、」を、同頁17行目の「地震であり」の次に「(マグニチュードについては、7.2とする文献や8.2とする文献がある。)」をそれぞれ加え、同282頁19行目の「乙B58ないし64」を「乙B58ないし63」と改める。

2 原判決285頁4行目の末尾を改行の上、以下のとおり加える。

「一審被告Yは、上記事故に対する対策として、原子炉建屋階段開口部への堰の設置、原子炉最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化、原子炉建屋1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化、非常用電気品室エリアの堰のかさ上げ、非常用D/G室入口扉の水密化、復水器エリアに監視カメラ・床漏えい検知器設置等を行った。(丙B26の1・38頁)」

3 原判決285頁12行目の末尾を改行の上、以下のとおり加える。

「事故の後、ab川に面した防護用堤防の高さを1メートル上げることや2.3メートルのうねり波防護壁を堤防の上に築くことが行われた。(乙B336・2頁参照。)」

4 原判決291頁4行目の「ac大学工学部教授」を「ac大学工学部附属adセンター教授」と改め、同298頁9行目の「乙B36の2.」の次に「1-4、」を、同302頁1行目から2行目にかけての「発生確率」の次に「(地震の規模はMt(津波マグニチュード)8.2前後)」を、同315頁10行目から同頁11行目にかけての「いわゆる予知や予測を主目的としたものではなかったが、」の次に「国民が知りたい情報は、自分に関わりのある場所で、いつ、どれくらいの規模の地震がどれくらいの確率で生じるかに尽きていて、そこに結びつけられない科学情報を提供しても意味のないものとの」をそれぞれ加え、同328頁20行目から同頁21行目にかけての「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂した(平成18年耐震設計審査指針)。」を「発電用軽水型原子炉の設置許可申請及び変更許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を全面的に見直し、平成18年耐震設計審査指針を策定した。」と、同331頁4行目の「励起することが解明された」を「励起することによって理解できる」と、同332頁1行目の「確率論的手法」から同頁3行目の「(乙B10)」までを「アクシデントマネジメント整備上の基

本要件の抽出(乙B10)」とそれぞれ改める。

5 原判決335頁4行目の「重みとなっていた」の次に以下のとおり加える。

「(なお、三陸沖～房総沖海溝寄りの津波地震活動域(JTT1～JTT3)での超長期の間にMt8級の津波地震が発生する可能性についての設問で、1 過去に発生例があるJTT1及びJTT3は活動的だが、発生例のないJTT2は活動的ではない、2 JTT1～JTT3は一体の活動域で、活動域内のどこでも津波地震が発生するとの選択肢につき、地震学者5名のうち2名は1を0.5、2を0.5とし(津波地震の発生領域が限られているか否かについては、議論の分かれるところ。どちらが優勢ともいえない、判断難しい、といった特記事項があった。)、1名は10.4、20.6と、2名は10、21とした。)」

6 原判決340頁10行目の「最高数位」を「最高水位」と、同346頁24行目の「科学的根拠の有無・程度の様々な理学的知見が」を「科学的根拠の有無・程度が様々であるにもかかわらず、それを全部合わせて日本各地での地震動の確率が」と、同348頁3行目の「ならないものではない」を「ならないものではなく、既往の評価と異なる結果を得た場合は、その根拠を明示しなければならない」と、同頁24行目の「甲B1」を「甲B1・71頁」と、同350頁4行目の「28頁」を「26頁」と、同頁15行目の「442頁」を「440頁～442頁」とそれぞれ改め、同351頁12行目の「用いて、」の次に「上記波源モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施して、」を加える。

7 原判決360頁17行目から同頁18行目にかけての「361」の次に「、367」を、同362頁11行目の冒頭に「地震動がないという前提で、」を、同365頁13行目の「必要があったし、」の次に「津波が地震ありきのものであることからすると、」をそれぞれ加える。

8 原判決368頁9行目の「甲B37」の次に「、乙B70・7-1頁」を、同370頁7行目の「あるとした」の次に「(甲B2の1・41頁ないし418頁、乙B8・10頁)」をそれぞれ加える。

9 原判決384頁6行目の「、チェルノブイリ原子力発電所事故」を削り、同頁13行目の「75頁」を「63～75頁」と改める。

第2章 経済産業大臣が規制権限を行使しなかったことの違法性

第1 規制権限不行使の違法性の判断枠組み

原判決388頁8行目の「相当である(」の次に「最高裁平成13年(受)第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、」を加え、同頁9行目の「参照」を「、最高裁平成30年(受)第1447号、第1448号、第1449号、第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決・民集75巻5号1359頁等参照」と改めるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2-責任論 第2章 第1」に記載のとおりであるからこれを引用する。

第2 省令62号4条1項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかったことの違法性

1 一審原告らの主張する措置を講ずることを命ずる技術基準適合命令を発する権限の有無

原判決388頁25行目の「環境が侵害されないための」を「環境を侵害することがないように」と改めるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第5部当裁判所の判断2-責任論 第2章 第2の1」(原判決388頁14行目の冒頭から同392頁15行目の末尾まで)に記載のとおりであるからこれを引用する。

2 規制権限を定めた法令の趣旨、目的

原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2-責任論 第2章第2の2」(原判決392頁17行目の冒頭から同393頁15行目の末尾まで)に記載のとおりである

からこれを引用する。

3 保護法益の性質、重大性

原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2 - 責任論 第2章 第2の3」(原判決393頁17行目の冒頭から同394頁4行目の末尾まで)に記載のとおりであるからこれを引用する。

4 国の公務員による規制権限不行使の違法

(1) 公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質、保護法益の性質、重大性等に照らし、具体的事情のもとにおいて、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。そして、国が、上記公務員が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない(最高裁令和3年(受)第342号令和4年6月17日第二小法廷判決・民集76巻5号955頁参照)。そこで、この点について検討する。

(2) まず、本件事故以前に考えられていた津波対策について検討するに、本件事故以前において日本国内の原子力発電所において実施されていた津波対策や専門家によって検討されていた津波対策の内容等によれば、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合における基本的な津波対策は、敷地の高さを高くしたり、防潮堤を設置したりすることで、敷地内に津波が浸入することを防ぐことであったと認められる(いわゆるドライサイトコンセプト(安全上重要な全ての機器が設計基準津波の水位より高い場所に設置されること等によって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐとの考え方))。そして、このような対策は、新たに原子力発電所を設置する場合において妥当するものとして検討されていただけでなく、既に設置されている原子力発電所に関する津波対策を検討するに当たっても、基本的には防潮堤の設置等により、敷地内への津波の浸入自体を防ぐことが第一次的には検討されていたと認められる。

(3) この点について、一審原告らは、建屋や重要機器が設置された部屋の水密化の措置により、本件事故の発生を防ぐことができたと主張する。

実際に、前記第1章第2の3(1)及び同第4の3(1)のとおり、一審被告Yにおいて平成3年に海水漏えい事故が発生し、同事故への対策として、原子炉最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化措置、原子炉建屋1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化措置、非常用電気品室エリアの堰のかさ上げ、非常用D/G室入口扉の水密化措置が行われている。しかし、このような事実に加えて、一審原告らが主張するア S原発において、平成14年長期評価に基づく津波評価を前提に、2008年(平成20年)から翌年にかけて、建屋の水密化措置として、防水扉、防水シャッター等が施工されたこと、イ T原発において、2008年(平成20年)までの段階で、津波対策として、原子炉建屋等の出入口への防水構造の防護扉等が設置されていたこと、ウ インドのマドラス原子力発電所において、2004年(平成16年)スマトラ沖地震津波による外部溢水事故の際に主要施設等が高所に設置されていたことから外部電源喪失に至らなかったことを受け、津波ハザード解析を行い、追加ディーゼル発電機が高所に設置され、津波防護壁が建設される等の措置が取られたこと等の事実があることを考慮しても、これらの対策は、内部溢水等に対する対策や局所的な対策として行われていたものにすぎず、本件事故以前において、津波に対する対策として、水密化の措置を採ることが一般的な対策であったと認めることはできない。その他、可搬式電源車、可搬式ポンプ車の配備等、水密化以外の対策についても、本件事故以前の時点において、津波に対する対策として、一般的に行われる対策であったと認めることはできない。

(4) そうすると、上記のとおり、本件事故以前の我が国における原子炉施設の基本的な津波対策は、敷地の高さを高くしたり、防潮堤を設置したりすることで、敷地内に津波が浸入することを防ぐことにあったと認められるから、経済産業大臣が平成14年長期評価を前提に電気事業法40条に基づく規制権限を行使して津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告Yに義務付けていた場合には、平成14年長期評価に基づいて想定される最大の津波が福島第一原発に到来してもその敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえるべきである。そして、平成20年推計(本件試算)が平成14年長期評価を踏まえた合理性を有する試算であったといえることに照らすと、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による敷地への浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。ところが、平成14年長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、 M_t (津波マグニチュード)8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、 M_t (津波マグニチュード)9.1であり、本件地震は平成14年長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、2.604m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、敷地の南側の敷地境界において敷地の高さを超えていたものの、1~4号機取水ポンプ位置においては敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が福島第一原発に到来しても、1~4号機取水ポンプ位置の敷地の東側から海水が敷地に浸入することは想定されていなかったにもかかわらず、現実には、本件津波の到来に伴い、南側の敷地境界のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入しており、これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による敷地への浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、南側の敷地境界からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。

以上によれば、仮に、経済産業大臣が、平成14年長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告Yに義務付け、一審被告Yがその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない。

(5) なお、前記(2)のとおり、本件事故以前において、内部溢水等に対する対策や局所的な対策としてではなく、津波に対する対策として、水密化の措置を採ることが一般的な対策であったと認めすることはできないから、経済産業大臣に一審被告Yに対し電気事業法40条に基づく規制権限を行使して福島第一原発の主要建屋等の水密化の措置を採ることを命ずるべき義務を認めることはできないが、仮に水密化の措置が実施されていたとしても、本件試算津波と本件津波との間には津波を発生させる地震の規模に大きな差があることからすると、本件において、水密化の措置を採ることによって本件事故を防ぐことができたとは直ちには認められない。

5 結論

以上より、その余の点を判断するまでもなく、一審被告国が、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく規制権限を行使して津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告Yに義務付けなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということはいかなる場合でもできない。

第3 省令62号33条4項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかったことの違法性

原判決418頁13行目の「カバウンダリ」を「バウンダリ」と、同420頁6行目の「原告は」を「一審原告らは」とそれぞれ改めるほかは原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2 - 責任論 第2章 第3」（原判決417頁10行目の冒頭から同420頁16行目の末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 シビアアクシデント対策についての規制権限不行使の違法性

原判決424頁7行目の「前記第2の4」から同頁9行目の「時点においても」までを「平成21年6月ないし同年7月頃時点においても」と改め、同頁24行目の「さらに、」の次に「経済産業大臣が福島第一原発の津波対策として、一審被告Yに対し、シビアアクシデント対策（SA対策措置）を採ることを命ずる技術基準適合命令を発していたとしても、それは本件試算津波を前提とするものと解されることは前記のとおりであり、」を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2 - 責任論 第2章 第4」（原判決420頁18行目の冒頭から同425頁7行目の末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第5 一審被告国の規制権限不行使の違法に関する結論

以上によれば、一審被告国が、本件事故前における経済産業大臣の規制権限不行使を理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うものとは認められない。

第3章 一審被告国の本件事故後の対応の違法性

原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2 - 責任論 第3章」（原判決426頁2行目から同429頁14行目の末尾まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。

第4章 一審被告国の責任に関するまとめ

以上より、一審原告らの一審被告国に対する請求はいずれも認めることができない。

第5章 一審被告Yの民法上の責任（民法709条及び民法717条1項に基づく請求の可否）

原判決「事実及び理由」中の「第5部 当裁判所の判断2 - 責任論 第5章」（原判決430頁6行目の冒頭から同頁18行目の末尾まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。

第5部 当裁判所の判断2 - 一審原告らの損害

第1章 認定事実

原判決を以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第6部当裁判所の判断3 - 原告らの損害 第1章」（原判決431頁3行目から同554頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決431頁4行目以降の各「別紙9」をいずれも「原判決別紙9」と、同頁8行目から同頁9行目にかけての「本件口頭弁論終結時」を「当審口頭弁論終結時」と、同頁23行目の「別紙10」を「原判決別紙10」といずれも改め、同頁26行目の「286頁」の次に「、乙C1・1頁」を加え、同432頁1行目の「国際放射線医学会」を「国際放射線医学会議」と改める。

2 原判決465頁6行目から同頁7行目にかけての「228の1及び2」を「228の1

及び3」と、同472頁1行目の「平成28年9月17日」を「平成28年3月」と、同473頁2行目の「仮設商店街」を「町役場駐車場」とそれぞれ改め、同474頁6行目の「平成27年も」を削り、同487頁12行目の「特に」の次に「避難指示」を加え、同492頁21行目から同頁22行目にかけての「放射線の種類ごとに影響の大きさに応じた重み付けをした線量のこと」を「吸収線量（単位質量当たり吸収されたエネルギー）に、放射線の種類による生物影響の程度の違いを反映する放射線加重係数を乗じて、同程度の生物効果を与える線量として定義したもの」と、同497頁24行目の「その概要」を「その「科学的付属書A：2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」の概要」と、同499頁23行目から同頁24行目にかけての「放射線被ばくに関連した健康影響の上昇を明らかにすることは困難である。」を「放射線被ばくに関連した健康影響の上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられない。」とそれぞれ改める。

3 原判決503頁10行目の「別紙12」を「原判決別紙12」と改める。

4 原判決522頁14行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「5 中間指針第五次追補

原陪審は、令和4年12月20日、同日までに本件事故につき提起された別件である複数の損害賠償請求訴訟の高裁判決が確定したことを踏まえ、本件事故に特有の事情を十分に考慮し、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関し、以下のとおり指針を示した。（丙A47の1～3）

一 過酷避難状況による精神的損害

〔対象区域〕

避難区域（中間指針第3の〔対象区域〕の「避難区域」をいう。以下同じ。）

〔対象者〕

本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者

〔損害項目〕

）上記対象者について、放射線に関する情報が不足する中で、被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと（以下「過酷避難状況」という。）による精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

）の具体的な損害額は、本件事故発生から相当期間にわたって生じた損害として、第1期において実際に避難指示が出されていた期間に応じて、以下を目安に、中間指針第3の〔損害項目〕の6の第1期において賠償すべき精神的損害の合計額に加算する。

1 中間指針第3の〔対象区域〕（1）1の全区域及び同（1）2のうち半径8km圏内の区域については、一人30万円

2 中間指針第3の〔対象区域〕（1）2のうち半径8kmから半径10kmまでの区域で、同（1）1以外の区域については、一人15万円

二 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害

）避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。以下同じ。）及び緊急時避難準備区域において賠償すべき避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

1 避難費用及び日常生活阻害慰謝料

）帰還困難区域又はK町若しくはL町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）については、特段の事情がある場合を除き平成30年3

月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額10万円を目安とする。

) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域(いずれも)の区域を除く。以下において同じ。)については、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額10万円を目安とする。

) 緊急時避難準備区域については、特段の事情がある場合を除き平成24年8月末まで(a e町の区域については、平成30年3月末まで)を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については一人月額10万円を目安とする。

2 生活基盤喪失・変容による精神的損害

) 帰還困難区域等については、生活基盤喪失による精神的損害として、一人700万円を目安とする。

) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人250万円を目安とする。

) 緊急時避難準備区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人50万円を目安とする。

) 第四次追補第2の2の(指針)及び)で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用(生活費増加費用及び宿泊費等)が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

三 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

〔対象区域〕

計画的避難区域及び特定避難勧奨地点

〔対象者〕

本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居(以下「住居」という。)があった者

〔損害項目〕

) 対象者は、安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害されたものと認められ、その侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は、賠償すべき損害と認められる。

) に係る精神的損害の損害額については、中間指針第3の〔損害項目〕の6の本件事故発生から平成23年12月末までの間を賠償の対象となる期間として、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の損害額に加算するのが相当な算定方法と認められる。

) の具体的な損害額の算定に当たっては、対象者のうちの子供及び妊婦については60万円(一人月額6万円)を目安とし、その他の対象者については30万円(一人月額3万円)を目安とする。

四 精神的損害の増額事由

) 中間指針第3の〔損害項目〕の6(指針)の日常生活阻害慰謝料について、同慰謝料の賠償の対象となる期間において、避難等対象者(中間指針第3の「避難等対象者」をいう。)において以下の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、目安とされた額よりも増額することとする。

- 1 要介護状態にあること
- 2 身体又は精神の障害があること
- 3 1 又は 2 の者の介護を恒常的に行ったこと
- 4 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

- 5 妊娠中であること
- 6 重度又は中等度の持病があること
- 7 6 の者の介護を恒常的に行ったこと
- 8 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- 9 避難所の移動回数が多かったこと
- 10 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

))のうち、 1 から 3 までの事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、一人月額3万円の増額を目安とする。なお、 3 の事由が認められる場合において複数の介護者がいるときは、主たる介護者を賠償の対象とする。

))のうち、 4 の事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、以下のとおりとする。なお、同じ乳幼児について複数の者が世話をしていた場合には、主として世話をを行った者を賠償の対象とする。

ア 乳幼児(満3歳に満たない者)の世話を恒常的に行っていた者一人月額3万円の増額を目安とする。

イ 満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者一人月額1万円の増額を目安とする。

))のうち、 5 の事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として30万円の増額を目安とし、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠期間中月額3万円の増額を目安とする。

))のうち、 6 から 10 までの事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ、増額することとする。

五 自主的避難等に係る損害について第一次追補及び第二次追補を次のとおり改訂する。

〔自主的避難等対象区域〕

中間指針第一次追補(原判決514頁2行目から同頁12行目まで)と同じ。

〔対象者〕

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内(特定避難勧奨地点を除く。)に住居があつた者(本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。)とする。また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内(計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。)に住居があつた者についても、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間(本件事故発生当初の時期を除く。)は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

〔損害項目〕

) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

1 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合(本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。)における以下のもの。

) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

) 避難及び帰宅に要した移動費用
2 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

))の 1 の)から)までに係る損害額並びに 2 の)及び)に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

))の具体的な損害額の算定に当たっては、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、 1 自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については一人40万円、

2 その他の自主的避難等対象者については一人20万円を目安とする。なお、 2 について、本指針策定時において、)に示す損害で既に賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の8万円を含め、控除することができる。

)平成24年1月以降に関しては、以下のとおりとする。

1 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

2 1 によって賠償の対象となる場合において、損害項目は原則として前記)のとおりとし、具体的な損害額については、本指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

)本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

1 中間指針第3の[損害項目]の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、)に定める金額が)の 1 及び 2 における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

2 自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、)子供及び妊婦については一人20万円、)その他の者については一人10万円を目安としつつ、これらの者が本指針の対象となる期間に応じた金額とする。」

5 原判決522頁15行目の「5」を「6」と、同527頁10行目の「6」を「7」とそれぞれ改める。

6 原判決528頁12行目の末尾に「(避難を実施した者に対しては追加費用として20万円)」を加える。

7 原判決550頁14行目の冒頭から同551頁26行目の末尾までを次のとおり改める。

「(26) 一審被告Yは、令和5年1月31日プレスリリースにより中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について公表した。
(弁論の全趣旨)

ア 本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった者のうち、自主的避難等対象区域外に自主的に避難、又は自主的避難等対象区域に滞在した子供および妊婦以外の者

損害額 20万円(対象期間:平成23年3月11日から同年12月31日まで)

イ 本件事故時点における生活の本拠が福島県a f地域にあった者のうち、同地域以外に避難もしくは同地域内に滞在していた者、又は本件事故時点における生活の本拠が宮城県a g町にあった者のうち、同町以外に避難又は同町に滞在した子供および妊婦以外の者

損害額 10万円(対象期間:平成23年3月11日から同年12月31日まで)

(27) まとめ

以上の一審被告Yが公表した賠償基準等及び弁論の全趣旨によれば、精神的損害に係る賠償額(精神的損害とその他の損害を合算して支払われたものも含む。)は、本件事故発生当時に生活の本拠があった以下の地域などに応じて、おおむね以下のとおりとなる。

ア 帰還困難区域、K町及びL町

1580万円

ただし、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害が認められる地域に居住していた平成23年3月11日から同年12月末日までの間に18歳以下であった者及び同期間に妊婦であった者については1610万円

イ 居住制限区域又は避難指示解除準備区域(区域の指定が解除された場合も含む。なお、K町、L町を除く。)

1130万円

ただし、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害が認められる地域に居住していた平成23年3月11日から同年12月末日までの間に18歳以下であった者及び同期間に妊婦であった者については1160万円

ウ 旧緊急時避難準備区域

230万円

平成24年9月1日時点で中学生以下であった者、又は高等学校に在学し、年齢が15歳から18歳であった者に対しては、平成24年9月1日から平成25年3月31日まで月額5万円の7か月分35万円を追加賠償

エ 旧屋内退避区域及びa h市独自の避難要請区域

90万円

オ 自主的避難等対象区域

(ア) 18歳以下であった者及び妊婦は合計48万円(18歳以下であった時期又は妊娠時期等により28万円若しくは40万円)

(イ) 上記以外の者は20万円

(なお、一審被告Yは、中間指針第五次追補が出されるまでは、自主賠償基準として、

1 平成23年3月11日から同年12月31日までの間に18歳以下であった者(以下「子供」ということがある。)及び妊婦に対して40万円(避難を実施した者に対しては追加費用として20万円)、 2 平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期(平成23年4月22日頃まで)について、子供及び妊婦以外の者に対して8万円、 3 平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して8万円、 4 全ての者に対して追加的費用として4万円を支払う旨の基準を示していた。以下、上記 1 及び 2 を「自主賠償1」、上記 3 及び 4 を「自主賠償2」という。)

カ 福島県a f地域及び宮城県a g町

避難の有無を問わず、 1 平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円、 2 平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して4万円

上記以外の者は10万円」

8 原判決552頁21行目の「別紙13」を「原判決別紙13」と改める。

9 原判決554頁13行目の冒頭から同頁17行目の末尾までを次のとおり改める。

「一審被告Yは、各一審原告に対し、本件事故に係る損害賠償として、別紙5の「控訴審において弁済の抗弁として主張する額」の「個人合計」欄記載の金員をそれぞれ支払った。(当事者間に争いが無い事実のほか、丙C343、358、359(枝番を含む。)、387、甲E各号証、丙E各号証、弁論の全趣旨)」

第2章 一審原告らの損害について

第1 被侵害利益について

すべて人間は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利は最大の尊重を要するものである(憲法13条参照)。そして、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有し(憲法22条1項)、自己の生活の本拠を自由な意思に基づいて決定することができ(以下「居住地決定権」という。)、その生命、身体及び自由を損なわれることのない環境の下で、健康かつ平穏な生活を営む人格的利益を有するものである(以下「平穏生活権」と総称する。)。本件において、本件事故による放射能の拡散によって、このような権利ないし法的に保護されるべき利益である個人の生命ないしは身体の健康が脅かされ、放射能汚染による恐怖や不安を感じる状況の中で、これまでの安定した生活基盤を含む居住地において平穏に生活することができる環境が損なわれ、こうしたことによって居住地からの移転を余儀なくされたと認められる場合には、上記の平穏生活権等の人格的権利が侵害されたものというべきであり、以上のような権利ないし法的に保護されるべき利益は、原賠法上も保護の対象となる被侵害利益であると認められる。

第2 避難の合理性・相当性(本件事故と避難との間の因果関係の有無)

1 一審原告らの主張する精神的損害は、本件事故により避難を余儀なくされたことにより発生したものであるところ、本件事故と避難をしたこととの間の因果関係の存否、すなわち、本件事故により避難を余儀なくされたものと認められるか否かを判断するにおいては、1 放射能の人体に対する影響の有無及び程度に関する一般通常人の知見を踏まえ、2 各一審原告が居住していた地域に対する避難指示等の有無及び内容(当該地域が避難指示の対象とはなっていない場合には避難指示等の対象とされた地域との近接性)、3 当該地域の空間放射線量等による客観的な放射能汚染状況、4 当該地域の福島第一原発からの距離、方向等の地理的事情、5 本件事故後の本件事故に関する報道状況等を考慮して、当該各一審原告が居住地から避難することに合理性があり、社会通念上、そのような避難行動をとることがやむを得ないと認められる場合であるといえるか否かによって判断され、これが認められる場合には、本件で認められる一切の事情を考慮して相当と認められる額(慰謝料額)について一審被告Yの損害賠償責任を認めるのが相当である。

そこで、本件事故と各一審原告がそれぞれの居住地を離れて避難したこととの間に、上記因果関係があると認められるかについて以下で検討する。

2 自主的避難等対象区域

(1) 証拠(自主的避難等対象区域に居住していた各一審原告の供述調書(甲D各号証)及び各本人尋問の結果)によれば、自主的避難等対象区域に居住していた各一審原告が自主的避難に至った経緯及び理由としては、1 本件事故発生当初の時期に、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、福島第一原発の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難するに至ったとするもの、及び2 本件事故発生からしばらく経過した後、自己の生活圏内の空間放射線量等による放射能汚染状況や放射線被ばくによる影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被ばくへの恐怖や不

安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難するに至ったとするものであることが認められる。そして、上記のとおり、放射能は、その人体に対する影響の有無、内容及び程度について未解明の部分が多くあり、それゆえ人体にどのような影響が生じるかを予測することが困難であり、専門的知見を有しない一般人においては、その健康上のリスクを大きく評価したとしてもやむを得ないといえることに加え、本件事故後の本件事故に関する報道等の内容を併せ考えれば、放射能に対する上記の恐怖や不安は、福島第一原発の状態が安定していない状況下で、同原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する地域の自主的避難者の動向等の要素が複合的に関連して存在したことを考慮すれば、各一審原告が居住地を離れて避難したことには、そのような状況に置かれた者の行動として合理性があると認められ、社会通念上もやむを得ない行動であったと認められる。この点、各一審原告の居住地域においては、本件事故後も、当該地域の住民のほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けていることが認められるが、これら避難をしなかった住民においても、放射能に対する恐怖や不安を有していたことは容易に推測できるところであって、これらの住民が居住地を離れて避難をしなかったのは、直ちに避難することができない事情（日常生活上又は地域を離れたくないとの心情等）を抱え、やむなくそれまでの生活の本拠地であった住居に滞在し続けていたためであると理解できるものであるから、上記認定を左右するものではない。

以上によれば、自主的避難等対象区域に居住していた各一審原告は、本件事故によって避難を余儀なくされたものと認められるから、本件事故と相当因果関係を有する損害の賠償を請求することができると解される。

(2) 次に、避難を継続することについての合理性が認められる期間について検討するに、前記第2部第2章前提事実第3の5及び6のとおり、本件事故については、その後、平成23年4月22日には屋内退避の指示が解除され、区域の見直しが行われたこと、同年8月9日にはステップ1（安定的な冷却）の達成により原子力発電所の状況が著しく改善したことから、それぞれの市町村において復旧計画の策定が完了した段階で緊急時避難準備区域を一括して解除する方針が示され、実際に同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたこと、同年12月16日には「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認したことが発表され、これを受けて同月26日に警戒区域及び計画的避難区域の見直しの方針が公表されたことが認められる。そうすると、遅くとも同月16日頃には、本件事故は収束に向かっていることが確認できたといえ、自主的避難等対象区域については、上記ステップ2の目標達成等が公表された後早期に帰還することが必ずしも困難であったとはいえない。

以上によれば、原賠審中間指針第五次追補で対象とされた自主的避難等対象区域においては、上記ステップ2の目標達成と完了を確認したことが発表された平成23年12月16日の属する同月末日までは、住民が放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない理由があったというべきであるが、平成24年1月1日以降については、そのような合理性は失われていたというべきである。

ただし、子供及び妊婦については、一般に放射性物質に対する感受性が高いとされていることからすると、放射線被ばくへの一層の不安や恐怖を抱くことは合理的であると認められ、平成24年8月末日を避難の合理性が認められる終期とすることが相当である。

3 a f 地域 (a i 市)

一審原告らのうち一審原告番号3 - 39の1ないし3の各一審原告は、本件事故当時、 a f 地域である a i 市の自宅に居住しており、一審原告番号3 - 39 - 1及び同3 - 39 - 3は、平成23年3月17日に東京都の親族の家に避難し、その後、同年5月にいったん自宅に

戻った後、約10日後に再び新潟県に避難をしたことが認められる(甲Dの39の1)。このうち、一審原告番号3-39-3は、本件事故当時、年齢が1歳9か月の子供で、幼少であったところ、一般的に子供(特に幼少の者)は放射線に対する感受性が高いと認識されているとみられること、ai市は福島第一原発から約80kmの距離に位置し(丙C111・1頁参照)、一般人において本件事故により拡散された放射性物質が、当該地域の幼少の者の健康に悪影響を生じさせるおそれがあると考えたとしても直ちに不合理とまではいい難いこと等に照らせば、本件事故直後に十分な情報等が得られない中で、一審原告番号3-39-3及びその両親である一審原告番号3-39-1及び同3-39-2が事故時住所から避難を開始することには合理性が認められ、その期間は、自主的避難等対象区域に居住していた者と同様に一審原告番号3-39-1及び同3-39-2については平成23年12月末日まで、一審原告番号3-39-3については平成24年8月末日までとするのが相当である。

4 一審原告らの主張について

一審原告らは、以上の判断と異なり、避難を継続することの合理性に関し、少なくとも、本件事故時住所の空間放射線量が年間1mSvを安定的に下回るようになるまでは、避難を継続することの合理性が認められるべきである旨主張する。

この点、ICRPの2007年勧告が計画被ばく状況の線量限度を年間1mSvとしていることや、同勧告がLNTモデルを採用していることに加え、日本政府(一審被告国)が年間1mSvの追加個人線量を長期の目標としていることからすれば、一審原告らの主張にも根拠がないということとはできない。

しかし、低線量被ばくWG報告書(丙B1)においては、放射線による発がんのリスクについて、年間100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど影響が小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加傾向を証明することは難しいとされていること、ICRPの2007年勧告においても、公衆被ばくに対する線量限度である年間1mSvは本件事故発生後のような緊急時被ばく状況においては適用されないものであり、緊急時被ばく状況における参考レベルは予測線量20mSvないし100mSvとされ、事故による汚染が残存する現存被ばく状況においては、1mSvないし20mSvまでの範囲に設定すべきであるとされていることに照らせば、一審原告らの主張立証を踏まえ、かつ、放射線の人体に対する影響については未解明の部分があることを考慮しても、年間20mSvを下回る被ばくが客観的に健康被害をもたらすものであると認めることは困難である。そして、一審被告国は、2007年勧告における緊急時被ばく状況に関する参考レベルの下限である年間20mSvを基準として、避難指示区域等の指定又は解除をする基準としているが、これらは上記科学的知見に照らしても合理的なものと認められる。また、時間の経過等とともに、本件事故直後の混乱状況が収束に向かい、空間放射線量等に関する一定の情報が安定的に提供されるようになったのであるから、その後においては、放射能の影響に関する様々な知見があることなどを前提としてこれらを総合考慮した上で、法的に保護されるべき利益の侵害の状況等を踏まえて避難の合理性が認められる期間を決するのが相当であり、そうすると、前記のとおり当該区域指定の解除を基準として、その後一定期間を考慮した上で避難を継続することに合理性が認められる終期を認定することが相当である。

よって、この点に関する一審原告らの主張は採用できない。

5 一審被告Yの主張について

一方で、一審被告Yは、避難の合理性が認められる期間の終期に関し、自主的避難等対象区域については屋内退避指示が解除された平成23年4月22日までとすべきである旨主張する。しかし、同年4月22日の時点において、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」(丙C229)が公表されていたことを踏まえてもなお、新聞報道の状況等に照らせば、一般人において、本件事故が既に収束に向かっており、同日以降に福島第一原発の周辺地

域に放射性物質が拡散することはないであろうと受け止めることが相当であったと認めるには足りず、自主的避難等対象区域について、同日以降は避難を継続することの合理性が認められないということは困難である。

よって、この点に関する一審被告Yの主張は採用できない。

第3 具体的な慰謝料額

1 総論

(1) 考慮要素

平穏生活権等が侵害されたことによる損害（精神的苦痛）の程度については、本件事故がその者の生活の本拠及びその周辺の地域に与えた影響の有無並びにその程度などの本件で認められる一切の事情を考慮して判断すべきであり、具体的には、当該生活の本拠としていた地域への帰還の可否、その前提となる当該地域の空間放射線量の推移、当該地域での社会経済活動の状況、当該地域からの避難者数やその人口に占める割合等を総合的に考慮して判断するのが相当である。

この点について、一審原告らは、本件事故当時に居住していた地域にかかわらず、避難の合理性が認められる場合には、一律に少なくとも一人について2000万円の慰謝料に相当する精神的損害を被っている旨主張するが、年齢や健康状態等の生活状況や、避難指示等があったか否か、当該地域における放射能汚染の程度等の個別事情により、精神的苦痛の程度は当然に異なるものであるから、上記主張は採用できない。

そして、各一審原告の被侵害利益（平穏生活権等）の内容及び程度は、その置かれた個別的な状況によって異なり得るものであるが、避難の合理性・相当性が認められる者は、いずれの一審原告らも、本件事故を原因として、住み慣れた自宅や地域に居住できない苦痛や不慣れた避難生活を強いられていること、放射能に対する恐怖・不安等を感じ、平穏な日常生活を喪失し、精神的苦痛を被った点においては共通しているものであり、総合的にみれば、その被害の内容や程度は居住していた地域ごとに相当程度共通しているとみられる。そうすると、一審原告らの損害については、本件事故当時居住していた地域を基礎としつつ、上記のような精神的苦痛の程度を評価する上で重要と認められる定型的な事情のほか、本件に現れたその他の事情をも併せ考慮して判断するのが相当である。

(2) 中間指針について

裁判所は原陪審が示した中間指針に拘束されるものではないが、原陪法18条1項に基づき原陪審が設置され、紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めたものとして中間指針が示されたことや、実際に、中間指針に基づいて、同種紛争について和解等による解決がなされていること、第五次追補は、本件訴訟と同種の事案についての本件事故に関する別件の複数の損害賠償請求訴訟の確定判決の結果を考慮して示されたものであることなどに照らすと、これを判断の内容において参酌することはできると解するのが相当である。

2 自主的避難等対象区域

(1) そこで、上記1の考慮事情を踏まえて、各一審原告に生じた精神的苦痛を慰謝するために相当と認められる慰謝料の額について検討するに、自主的避難等対象区域については、同区域から避難をするに至った理由及びその経過、避難の合理性・相当性が認められる期間、居住地を離れて平穏な日常生活を送ることができなかった事情等が考慮されるほか、そもそも避難指示等がされておらず、また、福島第一原発から一定程度以上の距離があることに加え、本件事故後の空間放射線量も、客観的にみて健康被害が生じる可能性を一定程度以上に増加させるものと認めることも困難であるという点を考慮すべき事情であると指摘できる。

そして、以上を総合すれば、事故時住所が自主的避難等対象区域にある一審原告らについても、避難をした者と避難をしなかった者とで、同額の慰謝料を認めるのが相当であり（なお、避難をした上で、避難を継続することの合理性が認められる期間の終期である平成23年

1 2月末日よりも前に帰還した者についても同様である。)、その他本件に顕れた一切の事情を斟酌すれば、上記一審原告らのうち、上記期間を通じて一般大人(避難の合理性が認められる期間において妊婦又は18歳以下であった期間がない者)であった各一審原告については、避難を継続することの合理性が認められる平成23年12月末日までの慰謝料として、一人当たり30万円を認めるのが相当である。

(2) 妊婦又は18歳以下であった者(別紙6-1の「区域区分」欄に「8」と記載された者)について

前記のとおり、妊婦及び子供については、一般に放射能による影響を受けやすいと認識されており、自主的避難等対象区域は、避難指示等がされた区域と比べて放射線量が低線量の範囲にとどまるものとみられるとはいえ、本件事故前と比較して多くの被ばくをした可能性があることや自主的避難に伴って生ずる精神的苦痛は、一般大人と比較して大きいものと認められる。また、自主的避難をせずに自主的避難等対象区域にとどまって生活をしたとしても、本件事故後平成23年12月末日又は平成24年8月末日までの期間において自主的避難等対象区域内で引き続き生活をする際には、一般大人と比較して、被ばく線量の低減を目的とする行動の制限の程度が大きくなることもやむを得ず、これによる精神的苦痛も同様に大きいものと認められる。このことは、緊急時避難準備区域等と比較して放射線量がおおむね低い傾向にあり、避難指示等も出されなかった自主的避難等対象区域においても、妊婦又は18歳以下である者と一般大人との間の比較において、放射線に対する感受性の相違についての認識等から、低線量被ばくに対する恐怖や不安の程度の差も相応に大きいものであったとみられる。そうすると、以上の事情及び本件に顕れた一切の事情を斟酌すれば、事故時住所が自主的避難等対象区域の一審原告らのうち、妊婦又は18歳以下であった各一審原告については、上記期間に対する慰謝料として一人当たり60万円を認めるのが相当である。

(3) なお、上記(1)、(2)と異なる慰謝料額を認定する場合には、別紙6-1の「裁判所の判断の理由の補足」欄に慰謝料額の算定において考慮した事情を付記した上、具体的な慰謝料額を同別紙の当該原告の「慰謝料額」欄に記載することとする(本件事故後相当期間が経過した後に妊娠した妊婦については、上記(2)の慰謝料額を相当な範囲で減額すべきものと認められるが、その一方で、本件事故時に妊婦であった者については、本件事故から短期間のうちに出産した者であっても、その当時の放射線量や避難に至った理由及び経過に照らせば、その精神的苦痛は大きいものと認められるから、上記(2)の慰謝料額のとおり認めるのが相当である。この点については後記4及び5において補足する。)

3 a f地域(ai市)

一審原告番号3-39-1ないし3の事故時住所における空間放射線量が高かったことを認めるに足りる的確な証拠はないが、福島第一原発からの距離、方角等に加え、本件事故後のai市の状況、本件事故直後の情報が少ない中、自主的避難に至った経過等本件に現れた一切の事情を斟酌すれば、1歳9か月の幼少の子供であった一審原告番号3-39-3については30万円、その子を抱える両親である一審原告番号3-39-1及び2については各15万円をそれぞれ慰謝料として認めるのが相当である。

4 避難の合理性が認められる期間内に未出生であった者(別紙6-1の「区域区分」欄に「11」と記載された者)について

一審原告らの中には、事故時住所が自主的避難等対象区域又はaf地域であった母親から、各区域について避難の合理性が認められる平成24年8月末日までの期間が経過した後に出生した者がいるが(別紙6-1の「区域区分」欄に「11」と記載された者がこれに当たる。)、このような一審原告らは、本件事故当時及び避難の合理性が認められる期間内に出生していない以上、本件事故による権利侵害(平穏生活権及び居住地決定権の侵害)により精神的苦痛を被ったと認めることは困難であり、たとえ何らかの損害を生じたことを観念できると

したとしても母親（妊婦）の慰謝料額において考慮すれば足りるから、かかる一審原告らについて一審被告Yが賠償すべき精神的損害は認められない。

5 別紙6-1の「区域区分」欄に「8」と記載された各一審原告のうち、避難の合理性が認められる期間内に「妊婦」となった者、避難の合理性が認められる期間内に出生した者及び避難の合理性が認められる期間内に19歳に達した者について

前記のとおり、妊婦又は18歳以下であった一審原告らについては、一般大人に比して相対的に高額な慰謝料を認めるのが相当な場合があるが、他方、本件事故当時既に妊娠していた者に比して、本件事故から相当期間が経過した後に妊娠した者の被る精神的苦痛の程度が同程度であるということは困難であり、このことは、本件事故当時既に出生しており、避難の合理性が認められる期間を通じて18歳以下であった者と、本件事故後、その母親の事故時住所の避難の合理性が認められる期間内に出生した者との間の関係や、避難の合理性が認められる期間を通じて18歳以下であった者と、同期間内に19歳に達した者との間の関係についても、同様である。したがって、これらの一審原告らについては、出産した時期や出生した時期、19歳に達した時期に応じた本件事故による精神的苦痛の有無及びその程度を踏まえ、具体的な慰謝料を算定するのが相当である。そこで、このような一審原告らについては、別紙6-1の「裁判所の判断の理由の補足」欄に慰謝料額の算定において考慮した事情を付記し、具体的な慰謝料額を同別紙の当該一審原告の「慰謝料額」欄に記載することとする。

6 なお、一審原告らの一審被告Yの故意又はこれと同視し得る程度の重過失の存在を前提とする慰謝料増額事由の主張は、本件訴訟において認定した本件事故の発生に至るまでの事実関係に照らせば、これを直ちに認めることはできない。

第4 弁済の抗弁

1 一審被告Yの新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張が時機に後れた攻撃防御方法の提出等に当たり、許されないかについて

原判決586頁24行目の「当審」を「原審」と改め、同587頁7行目の末尾を改行の上、次のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第6部 当裁判所の判断3-原告らの損害 第2章 第4の1」に記載のとおりであるから、これを引用する。

「(3) 一審被告Yは、当審において、弁護士費用等の計上漏れ、誤計上のほか、自主的避難等対象区域の一審原告らに避難費用名目及び追加的費用名目で支払われた賠償金は精神的損害に対する賠償金である等、弁済につき原審とは異なる主張をしているところ、一審原告らはかかる主張は時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきであると主張する。

しかし、弁護士費用等の計上漏れ、誤計上、支払われた金額を精神的損害と財産的損害のどちらかに計上すべきかという法的評価について原審と異なる主張をすることが、当事者に認められる訴訟活動の範囲を超えて著しく信義に反するとか、禁反言に当たるとまでいうことはできないし、これを審理することによって訴訟の完結を遅延させるとまではいえないから、一審被告Yの上記の主張が時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきものということとはできない。」

2 弁済の充当について

(1) 一審被告Yは、1 1個の加害行為による損害項目が複数にわたる場合でも、それらは実体法上同一の請求権の中の細目にすぎず、訴訟物としても1個としてみるべきであり、そのような請求権に対する弁済が便宜上損害項目ごとに弁済額を示してされている場合であっても、法的な効果としては、実体法上一つの請求権の総額に対して充当されるものとみるべきである、2 弁済の当事者の意思としても、1個の事故による損害について、法的に損害として認められる金額よりも多くの金額を弁済として支払った（過大に弁済した）費目がある一方、弁済が不足する他の費目がある場合、過大に弁済した費目の超過支払額を不当利得として返還を求めた上で、再度不足する費目に対する弁済として支払うという迂遠な調整方法を

意図しているとは考えられないから、訴訟物や請求権の個数の評価にかかわらず、費目間の融通が認められるべきであるなどと主張する。

(2) この点、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、特段の事情が認められない限り、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額全額を認容し、残額がなければ請求を棄却することが当事者の合理的意思を踏まえた充当の処理であると解される。

しかし、1個の加害行為による損害項目が複数にわたる事案において、被害者からの請求に対して、可能な損害項目の範囲についてのみ和解をすることで合意形成をして、合意の対象である損害項目ごとに弁済をすることが妨げられるものではない。本件事故に関しては、一審被告Yの公表賠償基準（前記認定事実（第1章）第5の6）や中間指針等においても損害項目を特定して賠償基準を示しており、また、ADR手続においても損害項目を特定した上で合意をしていることが一般的に行われていることが認められる（甲E各号証等参照）。これらの賠償基準の定め方等に加え、一審被告Yの賠償基準が、順次、損害項目や本件事故当時居住していた地域ごとに公表されていること、上記各合意書の記載内容等に照らせば、合意当事者は当該損害項目に対する損害額について協議を行い、合意書の内容のとおり合意をしたものというべきであるから、一審被告Yが一審各原告に支払った既払金については、直接請求のみをした一審原告らに対する支払であるか、ADR手続を利用した一審原告らに対する支払であるか否かを問わず、合意した当該損害項目に対する弁済として支払うとの合意がされていたと解するのが相当である（一審被告Yによる特定の損害項目に対する弁済が後に過払と判断された場合には、当該過払金を異なる損害項目に融通（充当）するのが当事者の合理的意思であったと認めることはできない。）。したがって、以上のような合意に基づいて支払がされた本件においては、一審原告らと一審被告Yとの間において、一審被告Yによる特定の損害項目に対する弁済が後に過払と判断されても、当然に当該過払金を異なる損害項目に融通（充当）することはできないというべきである。

よって、本件においては、一審被告Yの主張は採用できず、財産上の損害に対する賠償と名目で支払われた既払金を、本件事故により生じた精神的苦痛に係る慰謝料を請求する本件請求権に対する弁済として認めることはできない。

3 世帯内融通の主張についての判断は、原判決588頁21行目の冒頭から同589頁9行目の末尾までに記載のとおりであるからこれを引用する。

4 自主的避難等対象区域又はaf地域から避難した一審原告らの慰謝料に対する弁済として充当すべき範囲について

(1) 一審被告Yは、包括慰謝料として支払われた賠償金（妊婦・子ども以外について8万円、妊婦・子どもについて48万円、40万円又は16万円）及び追加的費用名目で支払われた賠償金（妊婦・子ども以外について4万円、妊婦・子どもについては避難の有無により4万円又は24万円）について（以上、自主的避難等対象区域からの避難者等の場合）、これらの賠償金は、その性質上、本件事故から何らかの精神的損害が生じたと認められる場合には、それらの精神的損害に対する賠償金として支払われたものであるというべきであると主張するが、このうち、追加的費用名目の賠償金は避難に伴う清掃業者への委託費用、避難及び帰宅に要した移動費用などの財産的損害に対する賠償として支払われたものであると認められるから、これを精神的損害に対する弁済であると認めることはできない。一審被告Yの上記主張を採用することはできない。

そこで、包括的慰謝料として支払われた賠償金について、以下において検討する。

(2) 一審被告Yは、原賠償の中間指針第五次追補が示されるまでは、精神的苦痛等に

対する賠償（包括慰謝料）として、概要、平成23年3月11日から平成24年8月末日までの間に、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、妊婦又は18歳以下（子供）であった期間がある者に対して、その時期に応じ、一人当たり48万円、40万円又は16万円（その内訳については、前記認定事実第5の6（3）及び（9）参照）を、上記期間中に妊婦又は18歳以下であった期間がない者（一般大人）に対して一人当たり8万円を支払い、af地域に居住していた者のうち、妊婦又は18歳以下（子供）であった期間がある者に対して、その時期に応じ、一人当たり24万円、20万円又は4万円（その内訳については、前記認定事実第5の6（4）及び（9）参照）を支払うこととする旨の賠償基準を公表し、原則として上記金額を支払っている。

そして、中間指針等及び一審被告Yの公表賠償基準によれば、上記支払には、精神的苦痛に対する慰謝料のほか、生活費の増加費用という財産上の損害に対する賠償が一定の割合で含まれていることは明らかであり、このことは、自主的避難等対象区域から避難した一審原告らと被告Yとの間のADR手続における各合意書において、精神的苦痛に対する慰謝料が、おおむね、妊婦又は18歳以下の者については平成23年分として支払われた40万円のうち20万円、一般大人については同8万円のうち4万円として算出されていること及び原子力損害賠償紛争解決センターにおける標準的な取扱いとして慰謝料相当部分を上記のように扱うこととされていたこと（前記認定事実第6の3）とも整合するものである。

そうすると、一審被告Yの上記支払について、その全額を精神的損害に対する弁済として充当することはできず、その一部のみが弁済として充当されるべきである。

その範囲としては、上記ADR手続における取扱いや、一審被告Yが行っている自主的賠償が、本件事故によって避難等をした者に対して速やかに賠償を行うために、一定の画一性を持った取扱いをしているものであること等に鑑みれば、ADR手続の利用の有無にかかわらず、原則として、前記（1）の各金額の2分の1の金額を、慰謝料としての弁済と認めるのが相当である（ただし、これと異なる扱いをすることが相当な場合は、別紙6-1「裁判所の判断の理由の補足」欄にその旨記載することとする。）。また、af地域からの避難者で妊婦又は18歳以下であった者に対する既払金については、既払金24万円のうち、12万円を本件請求権に対する弁済として認めるのが相当である。

一審被告Yは、前記（1）の賠償は、いわゆる包括慰謝料として支払っており、その全額が慰謝料としての弁済として充当されるべきである旨主張するが、前記のとおり、生活費の増加費用という財産上の損害に対する賠償が一定の割合で含まれていることは明らかであるから、一審被告Yの上記主張を採用することはできない。

第5 各一審原告の認容額

1 弁護士費用

各一審原告は、本件訴訟の追行を弁護士に委任しているところ、本件訴訟の内容及び経緯等に照らすと、一審被告Yが各一審原告に支払うべき残債務の約1割に当たる金額である別紙6-1の「弁護士費用」欄記載の各金額を本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

2 小括

よって、一審原告らの一審被告Yに対する予備的請求において認容すべき金額は、各一審原告に対応する別紙6-1の「合計」欄記載の各金額及びこれに対する平成23年3月11日（ただし、別紙2「認容額等一覧表」の「遅延損害金起算日」欄に日付の記載がある各一審原告については同記載の日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（なお、一審原告らと一審被告Yとの間の慰謝料の支払に関する元本充当等の合意については、原判決592頁15行目の冒頭から同頁23行目の末尾までに記載のとおりであるから、これを引用する。）となる。

第6部 結論

以上によれば、一審原告らの一審被告国に対する請求及び一審被告Yに対する主位的請求はいずれも理由がなく、一審原告らの一審被告Yに対する予備的請求は、別紙4の各一審原告については、同各一審原告に係る別紙2の「認容額」欄記載の各金額及びこれに対する平成23年3月11日（ただし、別紙2の「遅延損害金起算日」欄に日付の記載がある一審原告については同欄記載の日）から各支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告番号1-80-2、同2-29-2の各一審原告については別紙6-1の同各一審原告に係る「合計欄」記載の各金額及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の各一審原告（別紙3の各一審原告）についてはいずれも理由がない。そうすると、原判決は、別紙3の各一審原告については相当であるから、これらの各一審原告の本件各控訴をいずれも棄却することとし、その余の一審原告らについては、一審被告国に対する請求は結論において相当であり、また、一審被告Yに対する主位的請求についての判断は相当であるが、一審被告Yに対する予備的請求については一部失当であるから、別紙4の各一審原告の一審被告Yに対する本件各控訴に基づき、同各一審原告に係る部分を上記の範囲で変更し（ただし、一審原告番号1-80-2、同2-29-2の各一審原告は控訴をしていないから、不利益変更禁止の原則により、これらの各一審原告については原判決が変更されることはない。）、別紙4の各一審原告の一審被告国に対する本件各控訴をいずれも棄却し、一審被告Yの本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

第5民事部

（裁判長裁判官 木納敏和 裁判官 真辺朋子 裁判官和久田道雄は転補につき、署名押印することができない。裁判長裁判官 木納敏和）

別紙1

当事者目録

控訴人兼被控訴人（原審第1事件原告）（省略）

控訴人兼被控訴人（原審第2事件原告）（省略）

控訴人兼被控訴人（原審第3事件原告）（省略）

控訴人兼被控訴人（原審第4事件原告）（省略）

（以下、上記の控訴人ら、被控訴人ら及び控訴人兼被控訴人らについては「一審原告」との肩書で表記する。）

上記控訴人ら、被控訴人ら及び控訴人兼被控訴人ら訴訟代理人弁護士 遠藤達雄

同 近藤明彦

同 二宮淳悟

同 中村周而

同 大田陸介

同 高橋有紀

同 猪俣啓介

同 鶴巻浩憲

同 佐藤尚志

同 佐藤慎之介

同 加賀谷達郎

同 金子修

同訴訟復代理人弁護士 鈴木克昌

同 吉廣慶子

同 関夕三郎
同 平松真二郎

東京都（以下略）

被控訴人兼控訴人（原審第1事件ないし第4事件被告） 旧商号 a k株式会社 Y株式会社（以下「一審被告Y」という。）

同代表者代表執行役 F
同訴訟代理人弁護士 柳田一宏

同 大胡誠
同 滝充人
同 今村武史
同 奥田洋平
同 松永大介
同 中嶋乃扶子
同 棚村友博
同 古川和典
同 家村洋太

同訴訟復代理人弁護士 小川知城

東京都（以下略）

被控訴人（原審第1事件ないし第4事件被告） 国（以下「一審被告国」という。）

同代表者法務大臣 H
同指定代理人（省略）

別紙 2
別紙 3
別紙 4
別紙 5
別紙 6 - 1
別紙 6 - 2